

「北海道地域商業活性化条例・方策」等の点検・見直しについて

経済部地域経済局中小企業課

前回（平成29年度）の見直しから5年を経過した「北海道地域商業の活性化に関する条例・北海道地域商業活性化方策」等について、北海道商工業振興審議会に「商業活性化部会」を設置し、点検・見直しについて検討いただく。

1 設置する部会及びその役割

「北海道地域商業の活性化に関する条例（H24.3.30 条例第12号）」について、附則第6項の規定に基づき、社会経済情勢の変化等を勘案し、条例の施行の状況等について検討を加え、その結果に基づいて見直し等必要な措置を講ずるため、北海道商工業振興審議会に「商業活性化部会」を設置する。

また、本条例の点検・見直しにあわせて、「北海道地域商業の活性化に関する条例施行規則」、「北海道地域貢献活動指針」の改正内容と、現行の取組期間の終了に伴う次期「北海道地域商業活性化方策」について検討を行うものとする。

〔条例〕附則第6項（検討）

知事は、この条例の施行の日から起算して5年を経過するごとに、社会経済情勢の変化等を勘案し、この条例の施行の状況等について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

〔方策〕北海道地域商業活性化方策 ～地域商業の活性化に向けた自主的な取組への方策～（抜粋）

平成29年度で第1期の取組期間が終了するため、社会経済情勢の変化等を踏まえ内容を見直し、今後重点的に取り組むべきテーマと具体的な取組の方向性を示す第2期方策を策定しました。

具体的な取組の展開方策（取組期間 平成30年度～平成34年度）

2 部会委員

部会長及び部会に属する委員（特別委員を含む）は、北海道商工業振興審議会条例施行規則第5条第3項の規定に基づき、会長が指名する。

委員の構成は、6名程度とし、前回の条例見直しについて検討を行った北海道商工業振興審議会商業活性化部会の構成（学識経験者、経済団体（中小小売店、大型店）、消費者、まちづくり）を基本とする。

3 検討の視点

(1) 北海道地域商業の活性化に関する条例・施行規則

- ・地域商業の活性化に関する基本理念見直しの必要性
- ・道、事業者、小売事業施設設置者及び商工関係団体の責務と道民の役割見直しの必要性
- ・道の施策の基本となる事項見直しの必要性
- ・特定小売事業施設に関する手続き見直しの必要性

(2) 北海道地域商業活性化方策

- ・ 条例の目指す姿に係る主な課題の設定と商業活性化の視点の検討
- ・ 地域商業の活性化に向け重点的に取り組んでいく展開方策の設定と具体的な取組例の検討

(3) 北海道地域貢献活動指針

これまでの成果や地域の要望、現状に即しているかなどの視点による見直しの必要性

4 部会での検討を踏まえた対応

地域商業の現状や社会経済情勢の変化等を勘案し、条例・施行規則の改正の必要性や改正内容の検討を行うほか、検討結果を踏まえ、見直しが必要な場合には、改正に関わる議案の提案を行う。

また、次期「地域商業活性化方策」の策定に向けた検討及び「地域貢献活動指針」の改正内容の検討を行う。

5 検討スケジュール

時 期	審議会における検討等
令和4年8月	・ 北海道商工業振興審議会へ部会の設置を協議
令和4年11月	・ 第1回商業活性化部会における検討
令和4年12月～ 令和5年1月	・ パブリックコメントの実施（必要に応じ）
令和5年2月	・ 第2回商業活性化部会における検討
令和5年2月	・ 北海道商工業振興審議会〔改定案報告〕